

県外の医療機関または助産所で妊産婦（乳児）健康診査を受診する方へ

—妊産婦（乳児）健康診査費払い戻しのご案内—

（R6. 4. 1～）

岡山県外の医療機関または助産所で健康診査を受診し、受診券が使用できなかった人には、申請により自費で支払った費用の一部を払い戻します。

※産婦健康診査については、受診票に記載されている健診項目を全て実施している場合に限り、払い戻しの対象となります。

申請には健康診査受診等証明書が必要になります。様式は担当課窓口で配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできますので、事前にご用意のうえ、受診してください。

＊手続きの方法＊

健康診査を県外の医療機関または助産所で受診する時は、別紙「岡山県外の医療機関・助産所様へ」を医療機関等の窓口でお渡しいただき、「健康診査受診等証明書」に受診の証明を受けてください。証明書は全ての健診が終わった後、まとめて記入してもらってもかまいません。

健康診査の費用は一旦ご負担いただき、必ず領収書を保管しておいてください。領収書は払い戻しの手続きに必要です。

受診後、申請に必要な書類を、赤磐市健康増進課へ提出してください。

＊申請に必要な書類＊

①妊産婦・乳児一般健康診査費請求書（様式第2号）

②健康診査受診等証明書（様式第3号または第4号）

健診結果および健診費用が記入され、医療機関または助産所の証明印が押されたもの。

③領収書

④未使用の受診票

※産婦健康診査については、受診票裏面のエジンバラ産後うつ病質問票にも記載が必要です。

氏名、住所、生年月日等を記入してください。

⑤印鑑（スタンプ式不可）

⑥銀行口座のわかるもの

申請者名義の口座を指定してください。

＊助成金＊

助成金額は、定められた上限額と、自己負担をした額を比較して、少ないほうの金額となります。助成の上限額は、受診券ごとに決まっており、受診券を使用した場合の公費負担額と同じ金額です。助成上限額を超えた費用については、自己負担となります。

※助成の対象となる妊産婦健康診査・乳児健康診査の回数は、赤磐市が発行した受診券の未使用の枚数を上限とします。

※助成対象は、それぞれの受診券に記載されている項目のみとなります。記載されていない項目の検査、健康保険適用の診療、妊娠判定のための診察などは、払い戻しの対象になりません。

※「健康診査受診等証明書」に健診結果を医療機関で記入してもらったとき、証明手数料（文書料）を請求されることがあります。証明手数料（文書料）については、払い戻しの対象になりませんので、ご了承ください。

<お問い合わせ・申請>

赤磐市 健康増進課 TEL (086) 955-1117

